

【記載例③】 第三者(本人と別世帯の者を含む)が申請する場合

給水申込書兼給水台帳の閲覧・写しの交付及び管路図等の写しの交付申請書

北茨城市長

年 月 日

窓口に来た方 (申請者) ① ※該当に☑	住所又は 会社名	北茨城市平潟町8901-1	
	氏名(担当者名)	小豆畑 法男	
	所有者(使用者) との関係	☐ 本人(☐ 所有者 ☐ 使用者) ☐ 所有(使用)者と同一世帯の者 ☒ 代理人 (☐ 宅地建物取引業者 ☐ 指定給水装置工事事業者) ☒ その他(義弟)	
	連絡先	46-●●●●●	

兄弟姉妹の方が請求する
場合は、所有者(使用者)
から見た続柄を記入

裏面記載の注意事項及び誓約事項に同意し、次のとおり閲覧・写しの交付を申請します。

必要な 情報の場所	☐ 申請者に同じ	☒ 異なる場合 北茨城市 大津町34567
所有者氏名 使用者氏名 (名称)②	※管路図の写しの交付のみの場合は記入不要	
	☐ 申請者に同じ	☒ 異なる場合(下に氏名を記入) 平潟 道夫
使用目的	☒ 給水装置の新設工事、改造工事又は維持管理のための調査 ☐ 道路の掘削工事、宅地の掘削工事又は建物の解体工事のため ☐ 宅地建物取引における重要事項説明のための調査 ☐ 差押不動産評価のための調査 (※裁判所発出の「評価命令」の写しが必要です。委任状は不要です。) ☐ その他()	
必要なもの ※該当に☑	給水申込書兼給水台帳【注】	
	☐ 閲覧のみ	☒ 写しの交付 (全部 裏面(配管図)のみ)
	管路図【委任状不要】	
	☒ 写しの交付	

【注】①と②の関係が本人又は同一世帯の者以外の場合、②の方から委任状が必要です。(委任状は裏面)
ただし、申請者が指定給水工事事業者の場合、委任状は不要です。

※施設課記入欄

本人確認 ※該当に☑	☒ 運転免許証	☐ 旅券	☐ マイナンバーカード	☐ 検針票・水道納付書	
	☐ 宅地建物取引主任者証	☐ 名刺・社員証	☐ その他()		
水栓番号	受付番号 ※給水申込書兼給水台帳の閲覧・交付のみ	施設課長	課長補佐	給水係長	係員
●●●●●●●● (管路図写しの交付のみの場合は記入不要)	(給水係で記入します)				

委任状

私は 小豆畑 法男 を代理人とし、私が所有(使用)する
給水台帳の閲覧又は写しの交付を受けることを委任します。

氏名欄に押印をお願いします。

なお、法人の場合は、記名及び代表者印が必要です。

媒介契約書等で閲覧・写しに係る交付の委任をしている
場合、委任状は不要です。(※写しを提出して下さい。)

日付も記入

年 月 日

住 所 北茨城市大津町34567

氏 名 平湯 道夫 印

連絡先 (46) xxxx

注意 事項

(1)「給水装置申込書兼給水台帳」は、お客様の住所・氏名・建物の間取り等の個人情報が記載されています。

このため、給水台帳の閲覧・交付は、所有者または使用者と指定給水装置工事事業者に限られます。その他の場合においては、所有者または使用者からの同意が必要です。

(所有者は北茨城市が保管する給水原簿に記載されている方です。)

申請者と所有者(または使用者)の名義が異なる場合や、委任状に記載されている方と所有者(または使用者)の名義が異なる場合は、給水台帳の閲覧・写しの交付はできません。当該箇所が、相続・売買等が行われた建物(土地)であった場合は、特にご注意ください。

相続・売買等で所有者名義が異なる場合は「給水装置所有者変更届」の提出をお願いします。給水台帳の閲覧・写しの交付は所有者変更届の提出後となる場合があります。

(変更届出書は施設課にあります。また、ホームページからダウンロードできます。)

(2)管路図は、配水管(市所有)と給水管(個人所有)、止水栓、メーターの有無を表示します。引込管とメーターの口径が知りたい場合は、職員に申し出てください。

(3)給水装置申込書兼給水台帳は、本人からの給水工事の申込及び内容変更の届出に基づくもので、現地の給水装置の状況、土地建物の所有権、境界などを証明するものではありません。また、指定工事店以外の者が行った工事や竣工検査が未了の工事等は情報を提供できません。所有者からの聞き取り等により、必ず現地を確認してください。

(4)提供する情報は、北茨城市が水道事業を行う上での参考として保有するものであり、現地における状況と合致することを保証するものではありません。

誓約 事項

(1)閲覧により得た情報は、保管に十分注意し、申請した利用目的以外には使用しません。また、第三者への情報提供はしません。

(2)写しの交付を受けた場合、その写しが不要となったときは速やかに廃棄します。

(3)本申請に関して関係者及び市に損害や紛争が発生した場合は、申請者の責任において全て解決します。

(4)写しは参考とし、必ず現地確認を行います。